（目的）

第１条 当共同企業体は、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「企業体」と

いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は資格者名簿に

登録された日から令和７年４月３０日までとする。ただし、存続期間満了日に現に工事を請け負っているものは、当該工事が完了するまでは解散はできないものとする。ただし、当該工事以外の工事についてはこの限りでない。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

・住所

・名称

・住所

・名称

（構成員が３者の場合）

・住所

・名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、 をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して発注者及び工

事監督者等と折衝する権限及び自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を

含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとす

る。

（構成員の出資割合）

第８条 当企業体構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に参入する。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第１０条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算をするものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じたときは、利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第１４条 決算の結果、欠損を生じたときは、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

1. 本協定書に基づく権利義務は、これを第三者に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

1. 構成員は、発注者及び構成員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成す

　る日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

　残存構成員が建設工事を完成させる。

３　第１項の構成員の脱退があった場合の残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を第８条による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損を生じた場合には、脱退した構成員の出資金からその構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員が破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代　表　者　名）　　外　　者は、上記のとおり経常建設共同企業体協定書を締結したので、その証拠として本協定書　　通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　構成員

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

（構成員が３者の場合）

　　　　　（）

　　　　　（商号又は名称）

　　　　　（）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　福井市発注に係る建設工事のうち下記工事については、経常建設共同企業協定書第８条の規定により、この共同企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。この出資の割合は、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても変わらないものとする。

記

1. 建設工事の名称

１．　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　（３者の場合）　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　外　　者は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠として本協定書　　通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

構成員

　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

（構成員が３者の場合）

　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　年　　月　　日

福井市長　　様

　共同企業体の名称

　共同企業体構成員

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　共同企業体構成員

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　共同企業体構成員

　（３者の場合）　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　私は、福井市の発注に係る建設工事のうち　　　　　　　　　　　　については、

共同企業体代表者を代理人と定め、入札に関し、次の権限を委任いたします。

　受任者

　共同企業体代表者

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　委任事項

1. 見積及び入札に関すること
2. 契約に関すること
3. 支払金の請求及び受領に関すること
4. 復代理人の選任について

　受任者印鑑　　　　　実印　　　　　　　　　受任者使用印鑑　　　　　印